

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年2月分）

見出し	0502-2 久慈川堤防の草刈り
ご意見	堤防の維持管理は県であると理解していた。久慈市衛生班連合会に河川障害物除去業務として委託している旨の回答があったが、委託方法を教えてほしい。
回答	委託方法についてではありますが、住民自らが地域の清掃活動を行うことで地域の景観及び環境保全に対する意識向上が期待されること、また、本業務は二級河川久慈川だけではなく他二級河川も対象となっており実施場所が市内全域に点在しているうえに広範囲であるため、市衛連が本業務を適切に実施できる唯一の団体であると判断されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約としております。
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003